平成２７年（フ）第７０号
栃木県那須塩原市東三島４丁目45番地１
ニューシティ大瀧Ｈ一103号
債務者　松田　和明
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月３日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第９１６号
東京都町田市南成瀬７丁目６番地13プルミエール南成瀬
債務者　一瀬　公男
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月３日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９５２号
東京都八王子市横川町960番地美山ヒルズ106号
債務者　高橋　隆二
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月３日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４２号
島根県浜田市日脚町896番地
債務者　吉地　幸男
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月４日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２７年（フ）第２１９号
北海道釧路郡釧路町北都１丁目３番地25　北幸館203号室
債務者　阿部　美里
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２７号
熊本県阿蘇市赤水1096番地３
債務者　福本　景二
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午前10時
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２７年（フ）第１６４号
沖縄県沖縄市住吉２丁目27番16号　レジデンス平良201
債務者　徳富　清次
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第６６５号
静岡市駿河区中島1263番地　メゾンドール中島206号、旧住所静岡市駿河区新川２丁目４番９号
債務者　吉田　光徳
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５３２号
静岡県磐田市鎌田334番地５
債務者　岡田　憲浩
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２７年（フ）第２１６号
大阪府富田林市金剛伏山台15番２一304号
破産者　杉本　淳一
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８０２号
千葉市若葉区高品町899番地１　高品ハイツ１棟407号
破産者　村松　ヒサ
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７２６号
千葉県市川市市川１丁目７番地15号カメイビル３Ｆ一Ｂ
破産者　株式会社ＹＯＵ
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７２７号
千葉県松戸市高塚新田250番地の６　アビタシオン101号
破産者　石橋　裕子（旧姓北洞）
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８２９号
千葉市稲毛区園生町1214番地３
破産者　池田　容子
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５５２号
大阪府和泉市今福町１丁目２番15号
破産者　有限会社クリーンエフ・エイ
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４６５号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東３丁目16番15号、前本店所在地大阪府高石市綾園７丁目５番60号
破産者　株式会社サンケア
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２２号
茨城県結城市大字結城13425番地
破産者　有限会社ミネオ
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部